

II-1-② 子育て環境の整備

【現状と課題】

1 就学前の子どもの教育・保育の充実

子どもの健やかな成長のためには、家庭における教育やさまざまな体験活動等を通して、豊かな心を育むことが不可欠であり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感・自己有用感などを育成するための教育を推進することが求められます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要なものです。子どもに望ましい生活習慣や規範意識を身に付けさせ、義務教育以降の教育の土台をつくるため、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することが求められます。

質の高い教育・保育や子育て支援を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士など、子どもの成長を支援する者の確保とともに、その専門性や経験の積み重ねが重要です。

幼児教育・保育の質の向上及び幼稚園等の支援のため、幼児教育アドバイザーや保育アドバイザーを県内の幼児教育・保育施設に派遣したり、幼稚園初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などの幼児教育関係研修を行ったりすることが必要です。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所、認定こども園、幼稚園の保育料等が無償（上限あり）となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となりました。

令和8年度からは、0～2歳児を対象とし、全ての子育て家庭を対象とした「子ども誰でも通園制度」が本格実施されます。これは「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備する」ことを目的とした制度で、円滑に実施するための体制の整備が必要となります。

さらに、保育所等における福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るための取組を推進することが求められます。

加えて、乳幼児期に育まれる安定した「アタッチメント（愛着）」は、自分や他者への信頼の形成を通じて、子どもの育ちに重要な要素であり、生きる力につながるとされていることから、保護者・養育者だけでなく、社会全体でその重要性を認識し、乳幼児期の育ちを支えることが重要です。

2 保育人材の確保と資質の向上

保育所・認定こども園等の整備・拡充が進み、待機児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズの増加や、全ての子育て家庭を対象とした**乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）**の開始など、保育現場で働く保育士等の需要は今後ますます高まることが予想されます。

子どもたちが安心して教育・保育を受けられるよう、**乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施に伴って必要となる職員を含めた**保育士等に必要な資質の向上を図るための取組を推進するとともに、保育士等の離職防止や定着促進のためには、保育士等の待遇改善及び保育所等の勤務環境の改善が非常に重要です。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

保育所等の整備を進めた結果、待機児童数は平成29年の1,787人をピークとして年々減少し、令和6年4月1日現在は83人となりました。共働き世帯の増加や人口の流入等によって、地域によっては保育の需要が増加し待機児童が発生しています。

待機児童を解消するための保育所等の施設整備が必要となる一方で、地域によっては児童の減少に伴い施設定員に余裕が出てくる地域もあることから、市町村と連携して地域の実情に合わせた施設整備が必要です。

【施策の方向と具体策】

1 就学前の子どもの教育・保育を充実させます。

- ① こどもに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供します。
- ② 子育て中の全ての家庭が孤立することなく、地域全体で関わり合い、支え合い、安心して子育てができるよう、地域での体制づくりを支援します。
- ③ 地域性・地域環境を十分考慮しながら、保護者による家庭での教育を支援するため、ウェブサイトや啓発リーフレットなど、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。また、子育てや家庭教育に関する講座など、生涯学習センター等における保護者の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て中の保護者を孤立させないサポート体制づくりを進めます。
- ④ 必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。
- ⑤ 幼児期に育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会等を設けるなどにより、円滑な接続を図ります。
- ⑥ 幼児教育アドバイザーや指導主事、保育アドバイザー等が幼稚園、保育所等への訪問時において、幼児教育・保育の質の向上及び小学校教育への円滑な接続について指導・助言等を行います。
- ⑦ 私立幼稚園の経営基盤を安定化し、教育環境の一層の向上を図るため、運営に要する経常的な経費や、人材の確保を支援します。
- ⑧ 年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助します。
- ⑨ 一時預かり、休日・夜間保育、病児保育等、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- ⑩ 幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対し、助成の充実を図ります。
- ⑪ 認可外保育施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報について、市町村と共有を図ります。
- ⑫ 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するため、子ども誰でも通園制度の実施に必要な体制の整備を促進します。
- ⑬ 福祉サービスの質の向上や利用者の方々へ良質で適切なサービスの提供を図るため、保育所等に対し、福祉サービス第三者評価の受審を推進します。

2 保育人材を確保し、資質を向上させます。

- ① 保育士の給与改善を図ります。
- ② 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境改善を進めるため、若手保育士や保育事業者に対する巡回支援を行います。
- ③ 保育士資格の取得を目指す学生へ修学資金の貸付を行います。
- ④ 指定保育士養成施設における卒業生の県内施設への就職支援の取組に対し補助を行います。
- ⑤ ちば保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就業促進等に努めます。
 - ・ 保育士の求人情報や求職情報、潜在保育士の情報を「保育士人材バンク」に登録の上、保育士を必要とする保育所・認定こども園などの事業者と潜在保育士などのマッチング強化を図ります。
 - ・ 潜在保育士の再就職支援のための研修等を実施します。
 - ・ 合同面接会や就職説明会、保育士キャリアアドバイザー等による保育所見学会を実施します。
- ⑥ 再就職のための準備金や未就学児の保育料の貸付など、潜在保育士の復職を支援します。
- ⑦ **乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に伴って必要となる職員を含め、保育所等の職員に対し、職務階層別・分野別の研修を実施し、保育士等の資質向上と保育の質の向上を図ります。**
- ⑧ 主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う者に対し、職員の職務・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」の要件とされる「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。
- ⑨ 認可外保育施設で働く保育士等を対象とした研修会の開催や、専門的知見を持つ指導員の派遣により、認可外保育施設の保育の質と安全性の向上を図ります。
- ⑩ 小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の多様な子育て支援に従事する子育て支援員を育成するため、「子育て支援員研修」を実施します。
- ⑪ 保育教諭に係る特例制度について、県内の認定こども園、幼稚園、保育所、指定保育士養成施設などへの周知を行うとともに、県ホームページにおいて、特例制度の説明を行います。また、幼稚園教諭または保育士のいずれかの免許・資格のみを保有する者に対し、免許・資格の取得に必要となる費用の助成を行い、免許や資格の取得を支援します。

3 待機児童の解消に向けた保育所整備等を促進します。

- ① 待機児童解消のため、国の助成制度を活用し、計画的な施設整備の促進を図ります。
- ② 既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合、適切な認定を行い、認定こども園の整備を進めます。
- ③ 県と市町村が共同して、保育の受け皿及び保育人材の確保等について効果的な取り組みの検討を行い、施策を推進します。

【具体的な事業】

事 業 名	事 業 の 内 容 <担当課>
親子ふれあいキャンプ	日常の生活環境と異なる青少年教育施設において、親子で宿泊をしながら、親子と一緒に同じ自然体験活動を共有することにより、親子一人一人の良さや役割を再認識し、協同することの大切さや一体感を味わい、親子の絆を深めるとともに、親同士のコミュニケーションの場として子育てネットワークの構築を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育リーフレット活用事業（再掲）	発達段階に応じた基本的な生活習慣や家庭学習等について、家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを作成し、家庭の教育力向上を図る。 〈教育庁生涯学習課〉
ウェブサイト 「親力アップ！いきいき子育て広場」の運営（再掲）	家庭教育支援や子育て支援に取り組む課と連携し、こどもの発達段階に応じた生活習慣やしつけなどに関する様々な情報を掲載するウェブサイト「親力アップ！いきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の親力向上を目指す。 〈教育庁生涯学習課〉
家庭教育支援チーム設置推進事業（再掲）	家庭教育支援チームの本来の目的（①地域の居場所づくり②保護者への学びの場の提供③訪問型家庭教育支援）を重視し、保護者の孤立化防止、子を持つ保護者が足を運びやすい場所づくりを目指すとともに、教育と福祉の連携の重要性を踏まえ、「千葉県における家庭教育支援チーム実践モデル」を作成し、その実施を進める。 〈教育庁生涯学習課〉
自然環境保育推進事業（再掲）	千葉県の豊かな自然環境を活かした自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性を育む自然環境保育を行っている団体を県が認証し、支援する。 〈子育て支援課〉
幼児教育推進事業	幼児教育の拠点機能の強化を図り、教職員の専門性の向上をはじめとした教育の質の向上や保幼小の円滑な接続等、幼児教育を推進します。 〈教育庁学習指導課〉
保育アドバイザー派遣事業	保育所における遊びを通じて、数量や図形への関心・感覚の育成につながるような視点を取り入れた活動の実践に向け、専門的な知見を有する保育アドバイザーを派遣する。 〈子育て支援課〉
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 〈学事課〉
子育て支援活動推進事業	子育て支援を目的として、教育相談事業や園庭開放など幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する学校法人立幼稚園等に対して助成する。 〈学事課〉
預かり保育推進事業	年間を通じて継続的に預かり保育を実施する学校法人立幼稚園等に対して補助する。 〈学事課〉
子育てのための施設等利用給付（再掲）	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 〈学事課、子育て支援課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
子どものための教育・保育給付	保育所、認定こども園、地域型保育事業等の運営に要する経費を給付する。 〈学事課、子育て支援課〉
医療的ケア児保育支援事業（再掲）	保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備するため、市町村が看護師等を配置し医療的ケアを実施する経費等を助成する。 〈子育て支援課〉
福祉サービス第三者評価事業	福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、福祉サービス事業者の提供するサービスの質を県が認証した公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う福祉サービス第三者評価の受審を推進する。 〈健康福祉指導課〉
保育士配置改善事業	基準を上回る保育士を配置している施設に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
千葉県保育士待遇改善事業	民間保育士の待遇改善に取り組む市町村に対し補助を行う。 〈子育て支援課〉
産休等代替職員費補助事業	保育所等の職員が、出産又は傷病のために長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、臨時的に任用する代替職員の経費の一部を助成する。 〈子育て支援課〉
保育補助者雇用強化事業	保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇用に対し、市町村を通じて補助する。 〈子育て支援課〉
保育士修学資金等貸付事業	保育士の資格取得を目指す学生への修学資金、潜在保育士への就職準備金や未就学児の保育料の貸付を行う。 〈子育て支援課〉
幼稚園教員の人材確保支援事業	私立幼稚園の教職員等の待遇を改善するため、給与改善に要する経費に対し助成する。 〈学事課〉
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	卒業生の県内施設への就職促進に取り組む養成施設に対して経費を補助する。 〈子育て支援課〉
ちば保育士・保育所支援センター設置運営事業	保育士再就職支援コーディネーター及び保育士キャリアアドバイザーを配置し、潜在保育士の就職支援や保育所等の潜在保育士活用支援等を行う。 〈子育て支援課〉
保育士人材確保事業	保育士を確保するため、指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対して就職促進の為の研修等を実施する。 〈子育て支援課〉
保育所保育士等研修事業	保育所等の職員を対象とした階層別・専門分野別の研修を実施する。 〈子育て支援課〉
保育士等キャリアアップ研修事業	主に民間保育所等の保育現場において、副主任保育士や専門リーダー、または専門分野別リーダーの役割を担う（予定を含む）者に対し、専門分野別研修、マネジメント研修を実施する。 〈子育て支援課〉

事 業 名	事 業 の 内 容〈担当課〉
子育て支援員研修	地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育ての各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、「子育て支援員」を養成する。 〈子育て支援課〉
保育教諭確保のための資格取得支援事業	幼稚園教諭が保育士資格を取得するため、または保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために必要となる経費を補助する。 〈子育て支援課〉
保育環境整備促進事業	国の助成制度を活用し、市町村の行う保育所、認定こども園等の施設整備及び「こども誰でも通園制度」の実施に必要な施設整備に対し助成する。 〈子育て支援課〉
乳児等のための支援給付	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営に要する経費を給付する。 〈子育て支援課〉

第5章 幼児期の教育・保育の提供体制

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市町村が実施主体として、幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）」を策定の上、保育所・認定こども園・幼稚園などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

県は、市町村の取組に必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な施策を講じるため、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「支援計画」という。）を策定します。

ここでは、国の定める基本指針^{*}を踏まえ、主に幼児期の教育・保育の提供体制を中心にまとめています。

※基本指針

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」

1 県設定区域

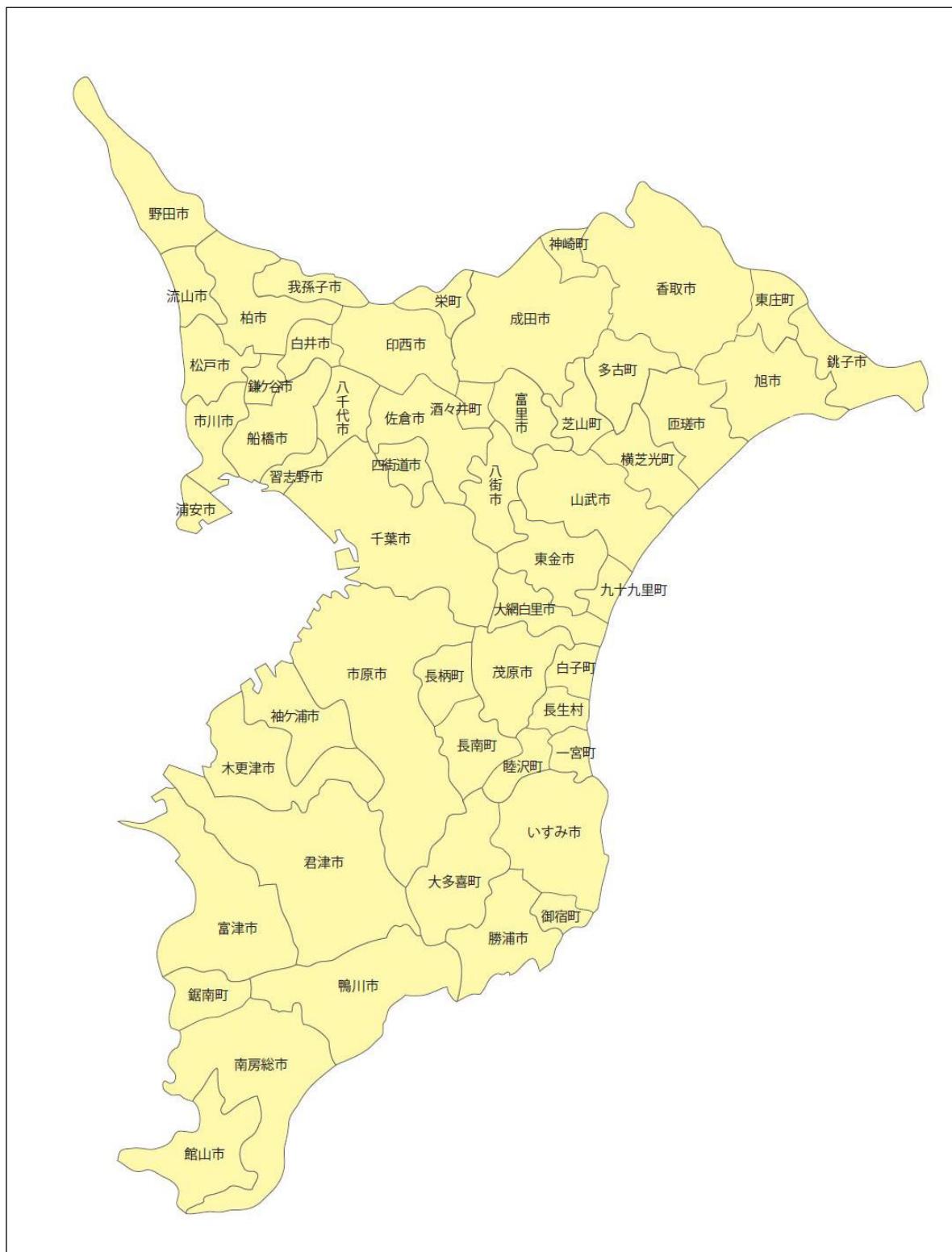
支援計画策定に際し、「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」を把握する際の単位（地域）となる「県設定区域」を定める必要があります。

県では、この「県設定区域」について、市町村の様々な地域の実情を計画内容に柔軟に反映できるよう、1市町村を1つの区域とし、県内で54区域を設定します。

なお、「県設定区域」は、教育・保育の需要や提供内容などを把握するための単位（地域）であり、「県設定区域」＝「市町村」を超えた教育・保育施設の利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、県内54区域を設定します。



2 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の提供体制の確保

「幼児期の教育・保育の需要」と、それに対応する「教育・保育の提供内容や時期」について、市町村計画の内容を反映の上、県設定区域ごとに「教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧」のとおり定めます。

県全体では4ページ「県内総括表」のとおりですが、令和11年度末までに保育所等待機児童の解消を図り（令和7年4月1日時点で0）、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数ゼロを目指します。

なお、幼児教育・保育の無償化の影響や、女性の就業率が高まる中で、地域の実情に応じて、保育を必要とする者の増加が見込まれることから、それに応じた提供体制を確保できるよう、見込量を定めています。

施設類型別の整備目標数と設置時期については、216ページに記載のとおりです。

3 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供等に関する体制確保

令和8年度より開始する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、制度利用終了後の受け入れ枠の確保に資するよう幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進するなど、地域の教育・保育施設と連携し、同制度の利用後も教育・保育施設の利用へ円滑に移行できるよう支援します。

【保育所等待機児童数】

各年4月1日現在（単位：人）

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
県合計	83	0	0	0	0	0

【用語等について】

用語	内容
量の見込み	就学前子どものうち、教育・保育を必要とする又は希望する子どもの人数
確保方策	教育・保育を提供する保育所・認定こども園・幼稚園等の施設の定員数
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育標準時間認定を受けた場合
2号認定	満3歳以上の子どもで、保育認定を受けた場合
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育認定を受けた場合
特定教育・保育施設	認定こども園、保育所、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園 (私学助成を受けている幼稚園)
特定地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、地域枠を設ける事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
認可外保育施設	いわゆる認可外保育施設のうち、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設

4 幼児期の教育・保育の需要及び教育・保育の提供内容や時期について

【県内総括表】

各年 4 月 1 日現在 (単位 : 人)

教育・保育の量の見込み及び確保方策		R6	R7	R8	R9	R10	R11
就学前の子どもの教育・保育の量の見込み		185,347	180,554	178,633	177,275	176,149	175,994
教育保育等の確保方策		227,617	226,959	227,509	228,253	228,765	229,457
特定教育・保育施設		160,177	163,428	164,675	166,099	166,450	166,952
特定地域型保育事業		8,100	8,286	8,609	8,835	9,006	9,196
確認を受けない幼稚園		53,692	49,575	48,555	47,685	47,675	47,675
認可外保育施設		5,648	5,670	5,670	5,634	5,634	5,634
1号認定 （教育ニーズ）	量の見込み	54,887	51,490	49,275	47,206	45,320	44,561
	確保方策	85,639	82,972	82,022	81,245	80,804	80,805
	特定教育・保育施設	31,947	33,397	33,467	33,560	33,129	33,130
	確認を受けない幼稚園	53,692	49,575	48,555	47,685	47,675	47,675
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」-「確保方策」）	-30,752	-31,482	-32,747	-34,039	-35,484	-36,244
2号認定 （保育ニーズ）	量の見込み（保育ニーズ）	73,638	72,545	72,020	71,793	71,822	72,219
	確保方策	81,972	83,143	83,690	84,408	84,818	85,095
	特定教育・保育施設	78,395	79,536	80,083	80,837	81,247	81,524
	認可外保育施設	3,577	3,607	3,607	3,571	3,571	3,571
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」-「確保方策」）	-8,334	-10,598	-11,670	-12,615	-12,996	-12,876
2歳児	量の見込み	25,980	25,020	25,124	25,729	26,100	26,231
	確保方策	25,841	26,121	26,574	26,932	27,151	27,324
	特定教育・保育施設	21,539	21,785	22,086	22,347	22,495	22,590
	特定地域型保育事業	3,460	3,510	3,662	3,759	3,830	3,908
	認可外保育施設	842	826	826	826	826	826
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」-「確保方策」）	139	-1,101	-1,450	-1,203	-1,051	-1,093
3号認定 （1歳児）	量の見込み	23,212	22,831	23,486	23,772	24,075	24,167
	確保方策	22,018	22,505	22,892	23,225	23,445	23,622
	特定教育・保育施設	18,038	18,408	18,651	18,888	19,037	19,133
	特定地域型保育事業	3,193	3,318	3,462	3,558	3,629	3,710
	認可外保育施設	787	779	779	779	779	779
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」-「確保方策」）	1,194	326	594	547	630	545
3号認定 （0歳児）	量の見込み	7,630	8,668	8,728	8,775	8,832	8,816
	確保方策	12,147	12,218	12,331	12,443	12,547	12,611
	特定教育・保育施設	10,258	10,302	10,388	10,467	10,542	10,575
	特定地域型保育事業	1,447	1,458	1,485	1,518	1,547	1,578
	認可外保育施設	442	458	458	458	458	458
	今後必要となる定員数 （「量の見込み」-「確保方策」）	-4,517	-3,550	-3,603	-3,668	-3,715	-3,795

○ 県内総括表は、市町村の数値を基に作成しておりますが、市町村によって集計方法や集計の時点が異なる場合があり、各市町村の計画数値と一致しないことがある。

5 施設種類別 整備目標数と設置時期について

教育・保育の施設数・定員数について（県総括一覧表）

(各年4月1日現在)

			令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
認可保育所		施設数	1,205か所	1,207か所	1,221か所	1,237か所	1,252か所	1,257か所
		定員数	106,569名	106,230名	106,975名	107,974名	108,778名	109,264名
認定こども園	4類型合計	総施設数	273か所	298か所	306か所	310か所	311か所	312か所
		総定員数	41,409名	44,806名	45,628名	46,203名	46,174名	46,190名
		2・3号定員数	22,123名	24,299名	24,740名	25,071名	25,046名	25,063名
		1号定員数	19,286名	20,507名	20,888名	21,132名	21,128名	21,127名
	幼保連携型	施設数	141か所	158か所	163か所	167か所	168か所	169か所
		総定員数	22,519名	24,785名	25,209名	25,693名	25,688名	25,706名
		2・3号定員数	15,098名	16,799名	17,084名	17,369名	17,360名	17,378名
		1号定員数	7,421名	7,986名	8,125名	8,324名	8,328名	8,328名
	保育所型	施設数	26か所	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
		総定員数	2,911名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名	2,771名
		2・3号定員数	2,604名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名	2,504名
		1号定員数	307名	267名	267名	267名	267名	267名
特定地域型保育事業	幼稚園型	施設数	99か所	108か所	111か所	111か所	111か所	111か所
		総定員数	15,316名	16,587名	16,985名	17,076名	17,052名	17,050名
		2・3号定員数	4,117名	4,692名	4,848名	4,894名	4,878名	4,877名
		1号定員数	11,199名	11,895名	12,137名	12,182名	12,174名	12,173名
	地方裁量型	施設数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
		総定員数	663名	663名	663名	663名	663名	663名
		2・3号定員数	304名	304名	304名	304名	304名	304名
		1号定員数	359名	359名	359名	359名	359名	359名
幼稚園	4事業合計	総施設数	504か所	515か所	532か所	545か所	554か所	564か所
		総定員数	8,126名	8,313名	8,636名	8,862名	9,033名	9,223名
	小規模	施設数	450か所	459か所	476か所	489か所	498か所	508か所
		定員数	7,745名	7,901名	8,224名	8,450名	8,621名	8,811名
	家庭的	施設数	27か所	26か所	26か所	26か所	26か所	26か所
		定員数	114名	109名	109名	109名	109名	109名
	事業所内	施設数	25か所	28か所	28か所	28か所	28か所	28か所
		定員数	264名	300名	300名	300名	300名	300名
	居宅訪問型	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		定員数	3名	3名	3名	3名	3名	3名
認可外保育施設	確認を受けた幼稚園	施設数	99か所	99か所	97か所	94か所	92か所	92か所
		定員数	11,829名	11,983名	11,663名	11,513名	11,089名	11,089名
	確認を受けない幼稚園	施設数	238か所	214か所	210か所	206か所	206か所	206か所
		定員数	54,304名	49,942名	48,922名	48,052名	48,042名	48,042名

6 認可・認定に関する需給調整

(1) 基本的な考え方

保育所や認定こども園の設置について申請があった場合、基準を満たすときは、原則として保育所や認定こども園の認可や認定を行います。

ただし、申請のあった施設の所在する「県設定区域（市町村）」において、幼児期の教育や保育を提供する施設や事業の「利用定員の合計（供給）」が「必要利用定員総数（需要）」を上回る場合は、需給調整として、必要性の検討を行います。

※関係法令 児童福祉法第35条第8項、認定こども園法第3条第8項・第17条第6項

(2) 支援計画に含まれない施設

支援計画において予定されている施設の認可や認定前に、支援計画に含まれない施設から認可や認定の申請があった場合も、需給調整として、必要性の検討を行います。

検討に当たっては、国の定める基本指針^{※1}の考え方を踏まえるとともに、関係市町村の意見や、申請施設の所在する県設定区域における子どもの認定区分ごとの動向などを考慮します。

(3) 認定こども園に移行する幼稚園・保育所

幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合については、各県設定区域における「利用定員の合計」が「必要利用定員総数」に達した後も、設置申請が認可や認定についての基準を満たす場合は、原則として認可・認定を行う方向で検討します。

なお、認定こども園の認可・認定における定員設定に当たっては、地域ニーズの反映状況などについての市町村意見に配慮します。

(4) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

特定教育・保育施設に該当しない（「確認」^{※2}を受けない）幼稚園が存在する県設定区域については、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の合計を1号利用定員に加えた上で、需給調整の検討を行います。

※1 基本指針の内容（第三一四－2－（二）－（2）－イ）

子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、一定の要件に該当するときは、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。この場合において、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、機動的な対応が必要であると認められる場合には、知事は、地域の実情に応じて、当該認可申請に係る教育・保育施設の認可を行うことが望ましい。

※2 「確認」制度とは、施設設置者の申請により、市町村長が子どもの認定区分ごとの利用定員を定めた上で、施設が給付費（委託費）の対象となることを「確認」する制度で、「確認」を受けた教育・保育施設が「特定教育・保育施設」となります。なお「確認」を受けない幼稚園は、給付費ではなく、一般的に私学助成等を受けることが見込まれています。